

京都市労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員公務災害等補償規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年6月19日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第23号

京都市労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員公務災害等補償規則の一部を改正する規則

京都市労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員公務災害等補償規則の一部を次のように改正する。

第3条第4項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第2号様式注以外の部分中「身体障害」を「障害」に改め、同様式注2中「身体障害」を「障害」に、「該当等級」を「該当する障害等級」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務局人事部給与課)